

議案第34号

物品の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、次の物品の取得について、議会の議決を求める。

令和5年4月21日提出

清水町長 阿部一男

記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 物 品 名   | 草地管理用肥料 (B B 7 8 7)                      |
| 2 方 法     | 指名競争入札                                   |
| 3 契 約 金 額 | 11,880,330円                              |
| 4 契約の相手方  | 清水町北4条西6丁目9番地1<br>株式会社鈴蘭運輸<br>代表取締役 鎌田哲宏 |